

社会保険労務士法の一部を改正する法律

(平成一四年一月二七日法律第一一六号)(衆)

一、提案理由(平成一四年七月一八日・衆議院本会議)

森英介君 ただいま議題となりました二法案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年における労働者の働き方や就業意識の多様化の進展等に伴い、国民の利便性の向上に資するとともに信頼される社会保険労務士制度を確立するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、社会保険労務士は共同して社会保険労務士法人を設立することができるものとする。

第二に、社会保険労務士は、個別労働関係紛争に関して、紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することができるものとする。

第三に、社会保険労務士が業務を行い得ない事件について規定を整備するとともに、非社会保険労務士との提携を行うことを禁止するものとする。

第四に、社会保険労務士会等の会則の記載事項から、報酬に関する規定を削除するものとする。

なお、この法律は、平成十五年四月一日から施行し、報酬規定の削除に関する部分については、公布の日から施行することとしております。

以上が、二法案の趣旨及び内容であります。

両案は、いずれも、昨日の厚生労働委員会において、多数をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

……………(略)……………

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成一四年一月一三日)

金田勝年君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百五十四回国会において衆議院から提出され、本院で継続審査となったものであります。

その内容は、社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化にかんがみ、国民の利便性の向上等に資するため、社会保険労務士法人制度を創設するとともに、社会保険労務士の業務及び社会保険労務士会等の会則に関する規定の見直し等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、社会保険労務士の今後の業務の在り方、労働争議不介入規定を削除することの是非、社

会保険労務士試験の現状と見直しの必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院厚生労働委員長報告（平成一四年一一月一九日）

坂井隆憲君 ただいま議題となりました社会保険労務士法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の社会経済情勢の著しい変化と労働者の働き方や就業意識の多様化の進展等に伴い、社会保険労務士の行う業務の公共性、専門性及び重要性が増大していることにかんがみ、国民の利便性の向上に資するとともに、信頼される社会保険労務士制度を確立するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、社会保険労務士は共同して社会保険労務士法人を設立することができるものとする、

第二に、社会保険労務士は、個別労働関係紛争に関して、紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することができるものとする、

第三に、社会保険労務士が業務を行い得ない事件について規定を整備するとともに、非社会保険労務士との提携を行うことを禁止すること、

第四に、社会保険労務士会等の会則の記載事項から報酬に関する規定を削除すること等であります。

なお、この法律は、平成十五年四月一日から施行し、報酬規定の削除に関する部分については、公布の日から施行することとしております。

本案は、さきの第百五十四回国会において本委員会提出の法律案とすることに決定され、本院で原案のとおり可決された後、参議院に送付され、同院において継続審査となっていたものであります。

今国会におきまして、去る十一月十三日参議院より本院に送付され、同日本委員会に付託となり、十五日採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

（注） 衆議院においては、第一五四回国会の委員会審査は省略された。